

流山市第4次男女共同参画プラン

令和2年度～令和6年度

(素案)

流 山 市

はじめに

市長あいさつが入ります

令和2年3月

流山市長 井崎 義治

目 次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の背景	1
(1) 国の動向	1
(2) 千葉県の取組	2
(3) 流山市の取組	2
2 流山市男女共同参画プラン策定の趣旨と経緯.....	4
3 第3次プランの実績と検証	5
(1) 各論	5
□基本目標Ⅰ 「男女共同参画への意識づくり」	5
□基本目標Ⅱ 「男女共同参画への環境づくり」	7
□基本目標Ⅲ 「男女がいきいきと暮らせる社会づくり」	9
□基本目標Ⅳ 「プランの推進体制の充実」	11
(2) 流山市の現状	12
○人口と人口構成	12
○市民の男女共同参画に関する意識	13
(3) 総括	14
○第3次プランの主な指標と達成状況	15
第2章 第4次プランの基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 プランのめざす方向.....	16
3 プランの性格.....	17
4 プランの期間.....	17
5 プラン体系図	18
持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）とは	19
第3章 施策の方向及び事業内容	21
基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり	21
基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり .	23
基本目標Ⅲ 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり ...	29
基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実	34

資料編

諮問	35
答申	36
男女共同参画審議会委員名簿	41
流山市男女共同参画推進本部設置要綱	42
令和元年度 男女共同参画推進本部 本部員名簿	45
男女共同参画に関する年表	46
男女共同参画社会基本法	50
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律[DV防止法] .	54
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律[女性活躍推進法]	62
男女共同参画関係用語	69

※令和元年5月1日より新元号が施行されたことに伴い、本文中にある同日以降の日付、年度については、新元号により読み替えてください。

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

(1) 国の動向

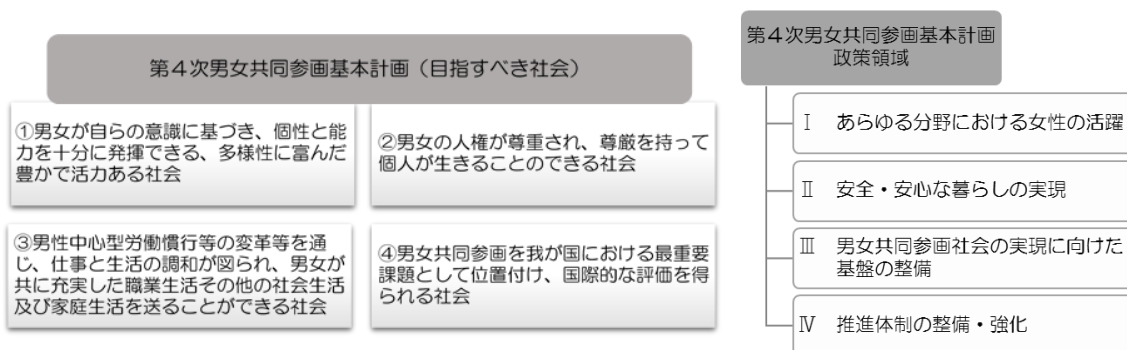
日本において、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下、基本法という）が制定されてから20年余りが経過しました。

基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しています。

基本法の制定に始まり、それに基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブアクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取り組みを進めた結果、社会全体で女性の参画が拡大しました。

さらに、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍推進のための取り組みを定めた「事業主行動計画」の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下、「女性活躍推進法」という）」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても、このような男女共同参画社会を形成することは、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会をつくることであり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、少子高齢化が進む日本にとって、経済の発展や男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であるとしています。



また、内閣府では平成２７年から毎年、具体的に取り組む事項について「女性活躍加速のための重点方針」として取りまとめを行い、予算に反映しています。

（２）千葉県の実組

千葉県では、元気で活力ある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、平成２８年に「第４次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を展開しています。この計画は、「女性活躍推進法」に基づく推進計画としても位置付けられています。

これまでも千葉県ではワーク・ライフ・バランスの普及促進や、子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできましたが、依然として女性が働き続けることが難しい状況は続いています。少子高齢化の急速な進展、社会・経済情勢の大きな変化等、男女共同参画を取り巻く状況が大きく変化している中で、更なる地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要です。

さらに、平成２６年度に寄せられた県及び市町村におけるドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」という）に関する相談件数が１０年前の２倍以上となっていること等から、ＤＶ等の暴力の根絶と被害者への支援に、より重点的に取り組むこととしています。

また、平成２９年１０月に策定した、千葉県総合計画「次世代への飛躍輝け！ちば元気プラン」において、重点的な施策・取組に男女共同参画の推進を位置付け、県の関連諸計画との整合性を図っています。

（３）流山市の実組

流山市の男女共同参画への取組は、社会教育の実践の場である公民館事業の一環として、女性の自立や男女平等意識を醸成することから始まりました。

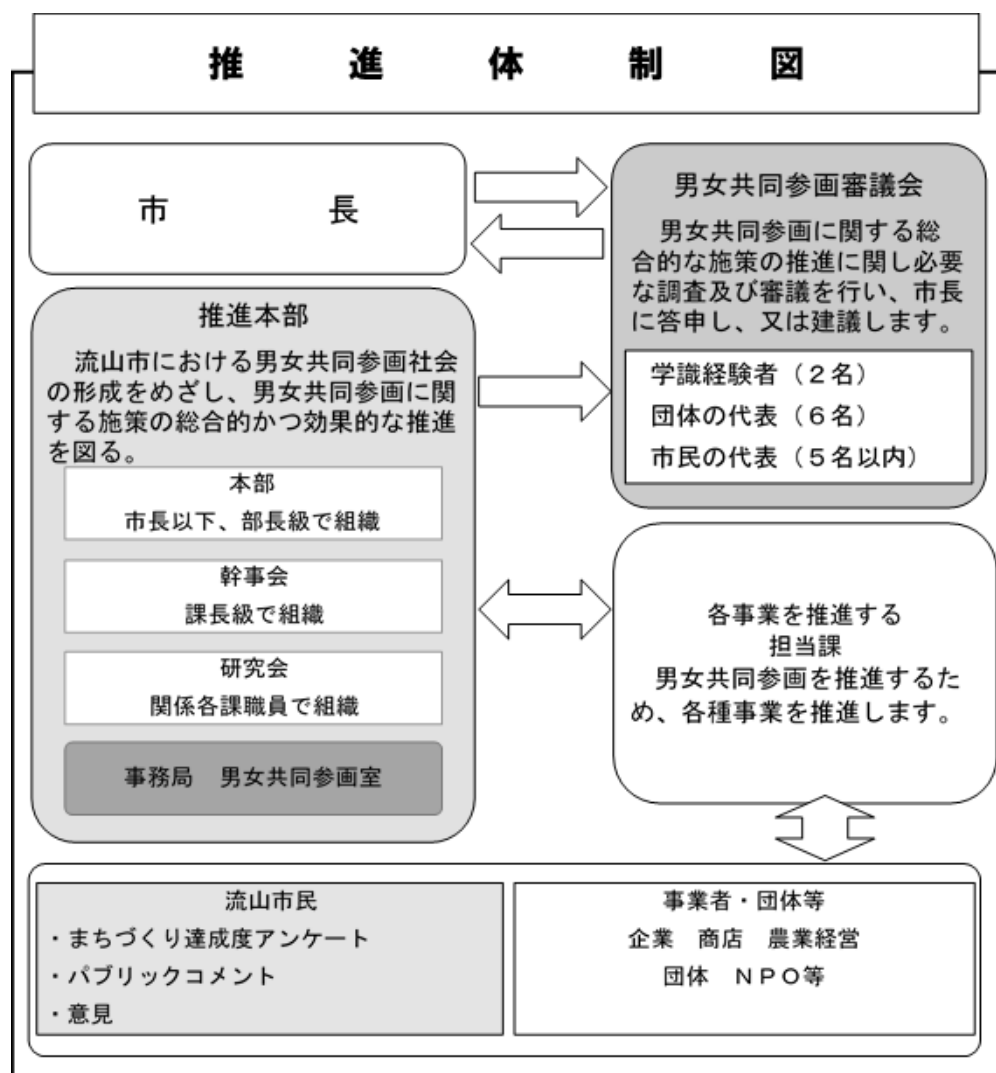
当時、女性施策に関する諸事業は、関係各課で対応していましたが、女性問題の解決を図り、女性に関する施策をさらに推進するため、平成４年４月、企画調整課内にその中心となる「女性担当室」を設置し、関係諸事業の見直

しや市民意識調査による市民ニーズの把握、シンポジウムの開催等、市民に対する啓発事業に取り組むとともに、職員の意識変革のための研修等を行いました。

平成10年には、行政がとるべき施策の基本的な方向性を明示した「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を策定、また、庁内組織として「流山市男女共同参画推進本部」を設置し、事業の推進に努めてきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年度からスタートした「流山市基本構想」に「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を位置付け、同構想の実現のための「基本計画」において、男女共同参画に関するプランの策定を明確にしました。

以降、「流山市男女共同参画プラン」に基づき各施策に取り組んでいます。



2 流山市男女共同参画プラン策定の趣旨と経緯

平成12年に策定された流山市基本計画を受け、平成12年度から平成13年度にかけて庁内組織である流山市男女共同参画推進本部を中心として検討を行い、平成14年3月に「流山市男女共同参画プラン」を策定しました。プラン策定にあたって、流山市男女共同参画審議会を設置し、プランに関する諮問を行うとともに、審議会から答申が提出されました。

「流山市男女共同参画プラン」では、計画期間とした8年間の前期と後期に分け、平成18年4月には、前期が終了することに伴い、これまでの実績と検証を踏まえ施策に反映させ、計画期間の後期に当たる「改正流山市男女共同参画プラン」を策定しました。

以降、計画期間を5年として、平成22年3月に「流山市第2次男女共同参画プラン」、平成27年3月には「流山市第3次男女共同参画プラン」を策定し、固定的性別役割分担意識の解消、介護や子育ての環境整備等、新しい時代に即した課題解決のため、男女共同参画の推進を図ってきました。

また、第3次男女共同参画プランでは、新たに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という）」に基づくDV防止基本計画としても位置付け、暴力に対する支援体制の強化を図りました。

3 第3次プランの実績と検証

平成27年度から平成30年度までの4年間の主な実績と課題は、次のとおりです。

(1) 各論

□基本目標Ⅰ 「男女共同参画への意識づくり」

基本的課題

- ・男女の人権の尊重
- ・あらゆる暴力の根絶
- ・男女平等教育・学習の推進

主な指標の達成状況

- 1 男女が平等に扱われていると思う市民の割合は毎年上昇しているが、目標の40%には達していない。
- 2 「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合については、平成26年度から目標値である12%を下回る状況が続いている。

その他の指標の達成状況

平成30年度の事業実績においては、29事業のほとんどで目標数値を「達成できた」若しくは「どちらかという達成できた」という結果であった。

4年間の主な実績と課題

男女共同参画に関する理解を深めるための啓発活動として、広報等による情報発信のほか、講座や講演会等を開催しました。学校においては人権教育と合わせて男女共同参画意識の醸成に取り組みました。

また、DVをはじめ複雑化する市民の相談に対応するため、関係機関と連携を図ったほか、研修会に参加する等相談員の質の向上を図りました。

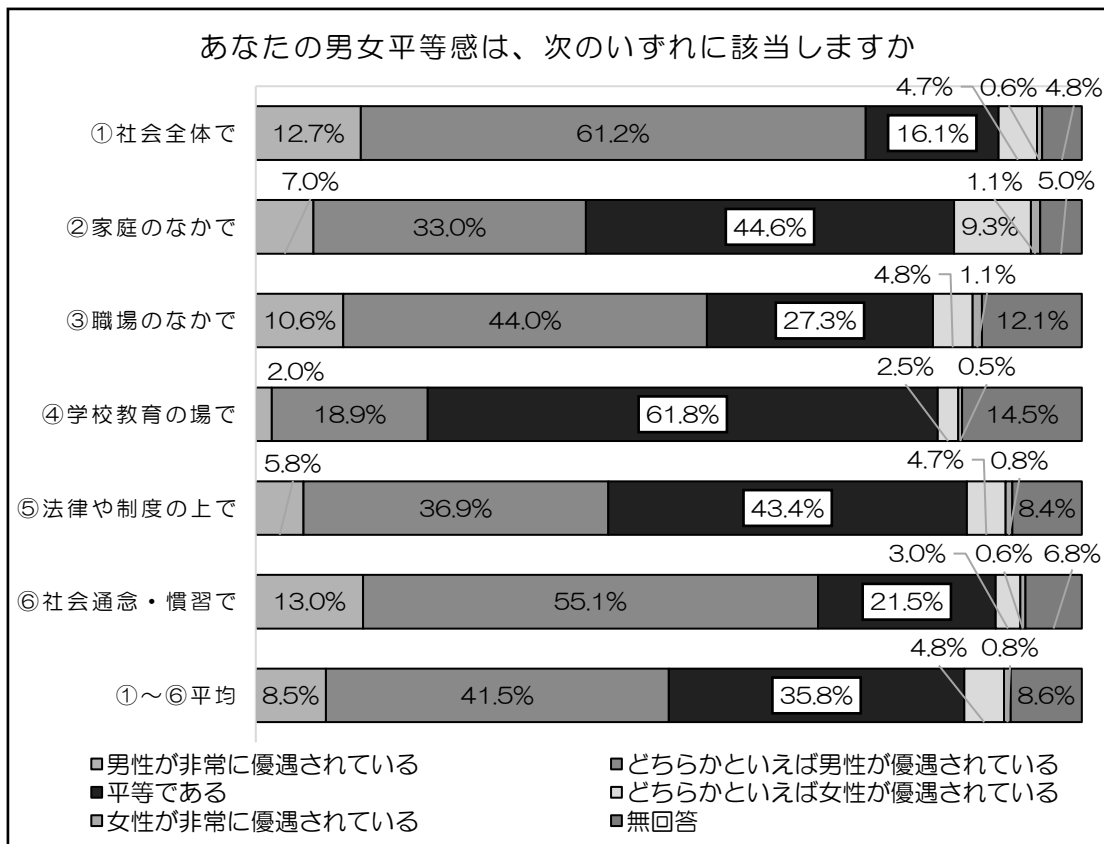
市が平成30年11月に実施した「まちづくり達成度アンケート」の結果では、「男性は仕事、女性は家事育児という分担にすることがよい」という回答は8.6%で、目標値である「12%以下」を達成しました。

しかし、固定的な性別役割分担意識は依然残っており、「女性も仕事を持つのはよいが、家事育児は女性が行うことがよい」と回答した人は全体

の11.3%となっており、引続き男女共同参画の意識づくりへの取り組みが必要です。

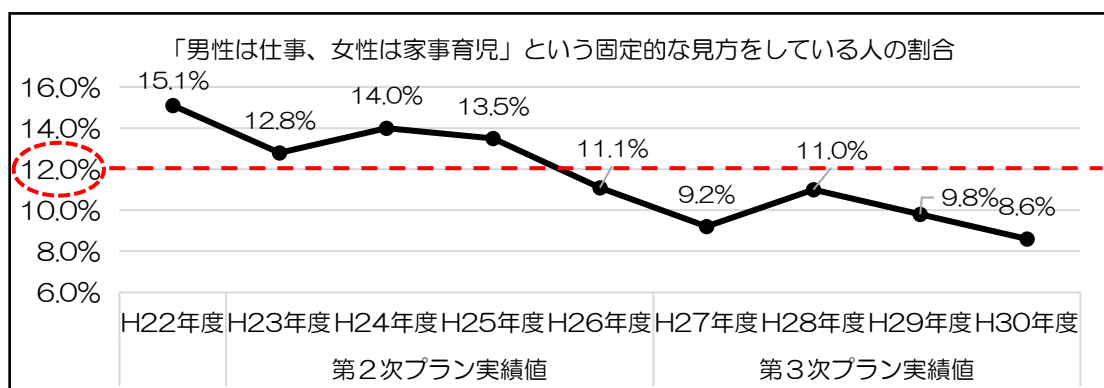
人権教育、暴力の根絶は男女共同参画への意識づくりの根幹となる取り組みであり、男女の扱いに対する不平等感の解消のためにも、引き続きこれらの取り組みを行うとともに、互いの性を尊重する意識づくりにも取り組んでいく必要があります。

図表1 市民の男女平等感



平成30年度まちづくり達成度アンケートより

図表2 役割分担意識の推移



平成22～30年度まちづくり達成度アンケートより

□基本目標Ⅱ 「男女共同参画への環境づくり」

基本的課題

- ・政策・方針決定過程における女性の参画の促進
- ・地域における男女共同参画の推進
- ・就業及び職場における男女共同参画の推進

主な指標の達成状況

- 1 審議会等への女性の登用率は目標に達していないが、女性のいない審議会の割合は9.1%で目標の10%以下を達成している。
- 2 市女性職員の管理職への登用率は15%前後となっているが、年2%上昇の目標には達していない。

その他の指標の達成状況

平成30年度の事業実績においては、31事業のほとんどが「達成できた」若しくは「どちらかという達成できた」という結果であった。

女性職員に向けた研修会の開催については、女性職員に特化した講座等の開催がなかったため、目標を達成できなかった。

4年間の主な実績と課題

政策・方針決定過程や地域、商工業分野における女性の人材育成や意識啓発などを行い、男女共同参画の推進に向けた環境づくりに取り組みました。

各種審議会等への女性の登用率は、平成31年3月時点で37.5%と上昇しているものの、目標の40%には届いていません。引き続き、目標達成に向けて取り組む必要があります。

市女性職員の管理職への登用率は、平成31年4月時点では17.8%で、目標の年2%上昇には至っていません。

商工業分野における男女共同参画意識の啓発のため、職場における男女共同参画のための講座等を開催しました。同様に自治会などの地域活動における女性参画の重要性についても講話等を行い啓発に努めましたが、現在も女性リーダーが少ない状況は続いています。

また、男性型労働慣行を見直すなど、ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの形成や、仕事と家庭生活の調和も重要な課題です。

図表3 政策・方針決定過程における女性の参画の状況

指 標 名	第3次プラン実績値				目 標 値	備 考
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	第3次プラン H27～H31	
審議会等への女性の登用率	34.4%	32.1%	31.4%	31.9%	40.0%	附属機関対象
	35.7%	35.4%	35.8%	37.5%		附属機関等(執行機関を除く)
女性のいない審議会	9.1%	9.1%	8.3%	9.1%	10%以下	附属機関対象
市女性職員の管理職への登用率	13.9%	16.1%	14.8%	16.6%	年2%上昇	211人中35人

※平成31年4月時点 市女性職員の管理職への登用率 17.8%

流山市男女共同参画プラン事業実績及び事業予定一覧より抜粋

市女性管理職への登用率について

- ・「管理職」は、課長補佐級以上の職員を対象としています。
- ・事業実績（図表3）における女性職員の管理職への登用率は、各年4月1日現在の数値を掲載しています。

□基本目標Ⅲ 「男女がいきいきと暮らせる社会づくり」

基本的課題

- ・子育てにやさしいまちづくり
- ・安心して暮らせるまちづくり
- ・生涯を通じた健康づくり

主な指標の達成状況

- 1 保育所等の確保方策人数は、平成29年度に「子どもをみんなで育む計画」において目標値の上方修正を行ったため、未達成となっているが、計画終期までに達成する見込みである。
- 2 介護関連施設の定員数については、目標を達成している。
- 3 男性が家事参画を十分行っている割合については、年3%上昇の目標には達していない。

その他の指標の達成状況

平成30年度の事業実績においては、26事業のほとんどで、目標数値を「達成できた」若しくは「どちらかという達成できた」という結果であった。

4年間の主な実績と課題

男女がともに担う家事参画に関する意識啓発や保育所、介護施設等の支援体制の拡充により、男女がいきいきと暮らせる社会づくりを行いました。

家事参画を「十分に行っている」と回答した男性の割合は、目標の年3%上昇を達成していません。しかし、「十分に行っている」、「行っているが十分ではない」と回答した男性の割合は70%以上を維持しており、一定の成果があったと考えられます。今後さらに、男女がともに家事育児に参加できるような環境整備を進めるとともに、子育てに関する情報提供に努める必要があります。

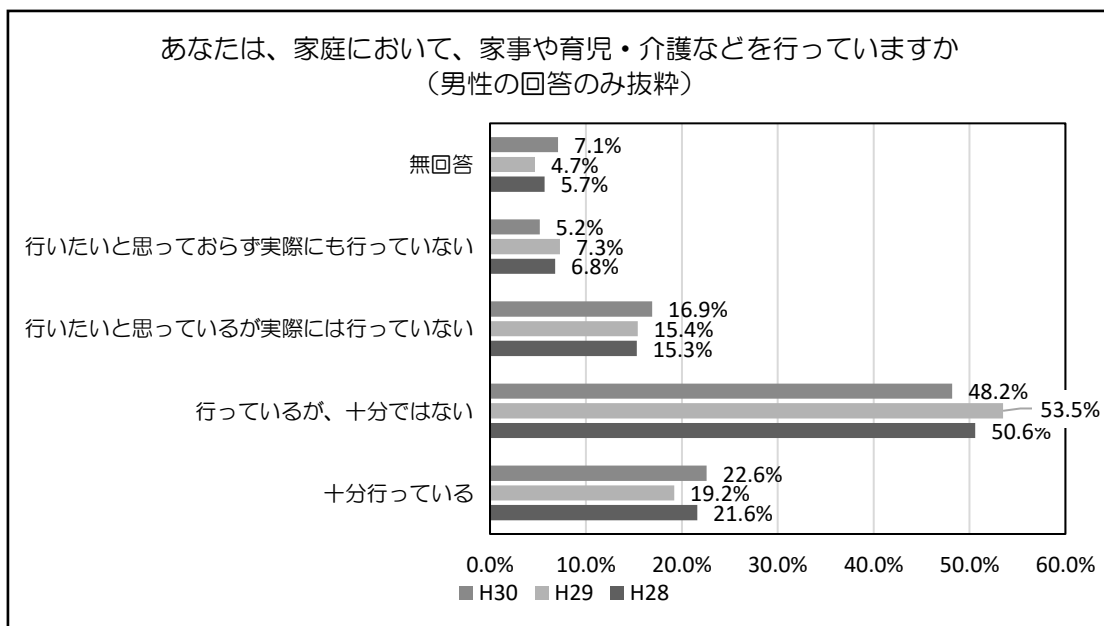
子育てにやさしいまちづくりについては、保育所の定員の目標を当初5,280人としていましたが、平成29年度の「子どもをみんなで育む計画」の見直しにより、6,494人へ上方修正を行いました。目標値に向けた保育所の整備を行っていますが、市内の人口増加が続いているため、待機児童の解消には至っていません。保育所の整備とともに、保育の

質の向上も検討課題となっています。

また、介護福祉関連施設についても、介護福祉施設定員数 8 7 6 人に向け、整備を行いました。今後は、障害や介護などの困難を抱える人や、利用、相談をする家族の方など誰もが安心して暮らせるまちづくりへの取り組みが求められています。

生涯を通じた健康支援としては、幅広い年齢層へ健康教育や健康相談を実施し、情報提供を行い、正しい知識の普及に努めたほか、両親学級等を通じて、家庭における男女共同参画の視点に立った子育ての啓発を行いました。

図表 4 男性の家事等参画意識の変化



平成28～30年度まちづくり達成度アンケートより

□基本目標Ⅳ 「プランの推進体制の充実」

基本的課題

- ・推進体制の強化

その他の指標の達成状況

平成30年度の事業実績においては、7事業のほとんどで、目標を「達成できた」若しくは「どちらかという達成できた」という結果だった。

市職員に向けた研修等の充実については、男女共同参画に限定した内容ではなかったため、「達成できなかった」としているが、職員研修では男女共同参画の視点を取り入れて実施した。

4年間の主な実績と課題

市長を本部長、副市長を副本部長とした「流山市男女共同参画推進本部」及び市長の附属機関として「流山市男女共同参画審議会」の活用により、着実にプランの進行管理がされるとともに、男女共同参画推進体制の強化を図りました。

また、女性の活躍を支援するため、「女性活躍推進法」に基づき特定事業主行動計画を策定し、全庁的に取り組んでいます。職員の育児・介護休暇については、「職員のための子育て応援ハンドブック」等により周知を図っていますが、男性職員の取得が進んでいない状況にあることから、引き続き休暇取得の促進を図る必要があります。

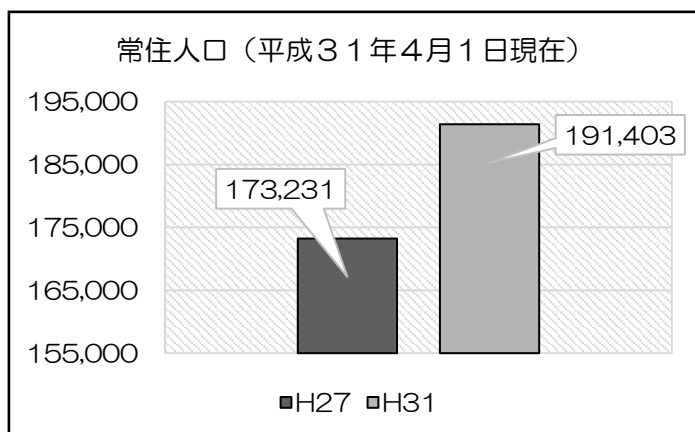
(2) 流山市の現状

○人口と人口構成

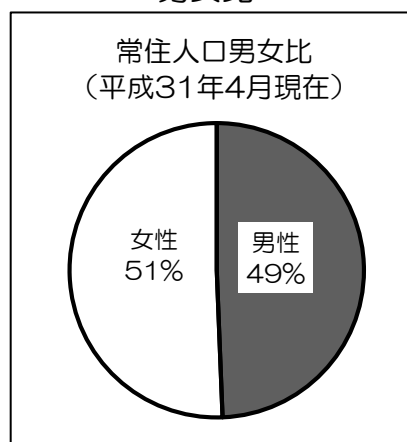
第3次男女共同参画プラン開始年度の平成27年度と比較すると、本市の人口は大きく増加しています。（図表5）

また、本市における人口構成は、平成31年4月現在で、男性49%、女性51%です。（図表6）年代別に内訳をみると、若年層では男性の人口が女性の人口より多く、65歳以上では女性の人口が男性の人口を上回っています。（図表7）

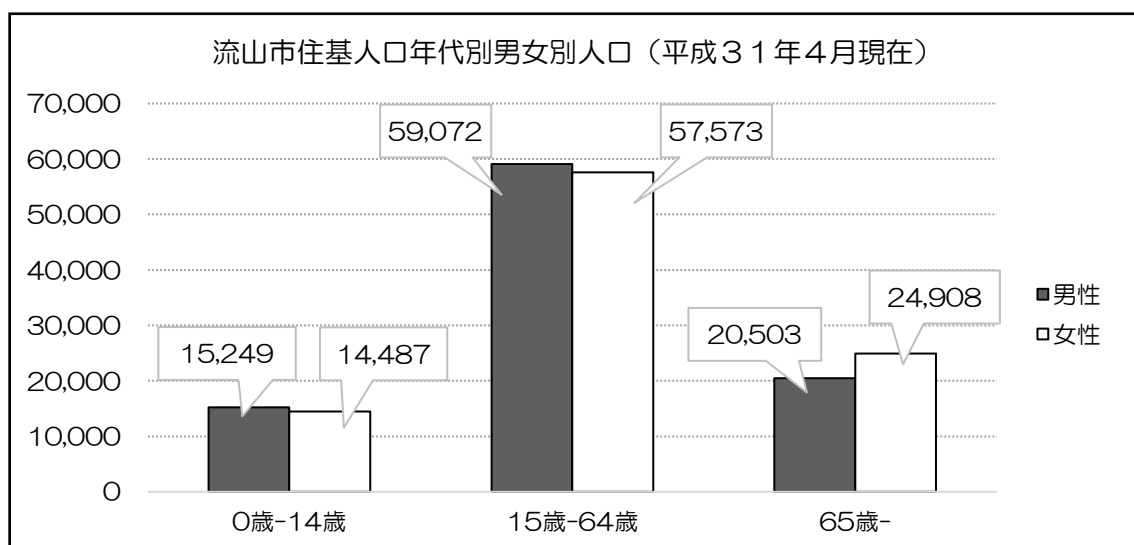
図表5 流山市常住人口



図表6 流山市常住人口
男女比



図表7 流山市住基人口（年代・男女別）

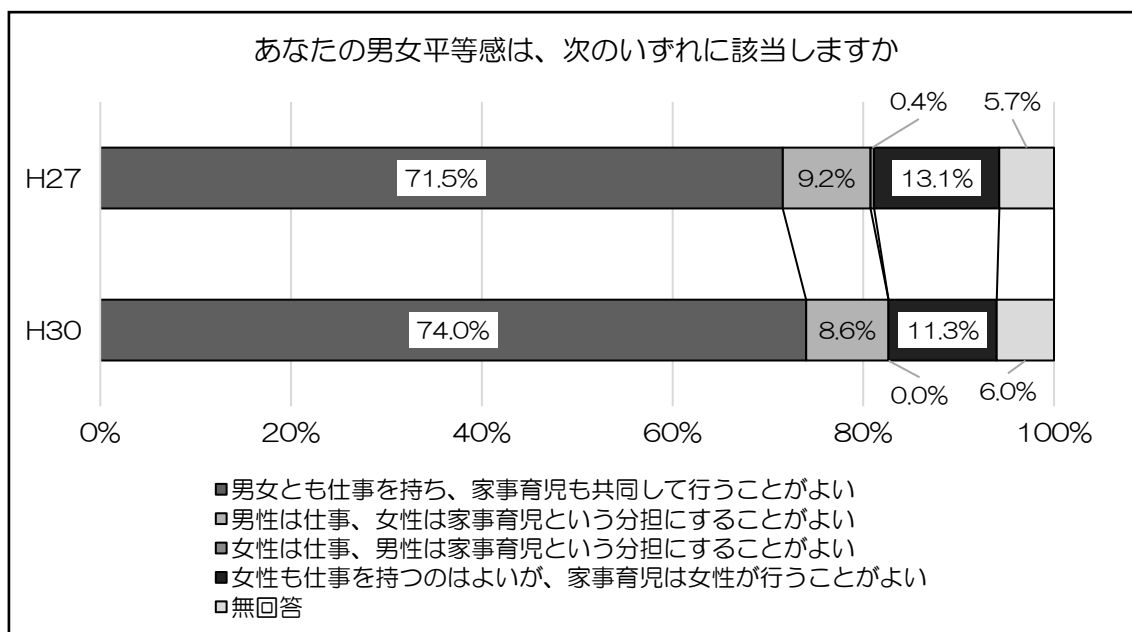


○市民の男女共同参画に関する意識

平成30年度のまちづくり達成度アンケートの設問『あなたの男女の役割意識については、次のいずれに該当しますか』では、平成27年の結果と比較して、男女とも仕事を持ち、家事育児も協働して行うことがよいと回答した人の割合が、性別に基づく役割分担をした方がよいと回答した人を大きく上回っています。（図表8）

『あなたの男女平等感は、次のいずれに該当しますか』に対する回答では「学校教育の場で」や「家庭のなかで」平等であると回答する人が多く、「社会全体で」や「社会通念・慣習で」ではどちらかといえば男性が優遇されていると回答する人が多くなっています。（図表1）

図表8 役割意識の変化



平成30年度まちづくり達成度アンケートより

(3) 総括

平成25年度に実施したまちづくり達成度アンケートにおける「あなたの男女平等感についておたずねします」という設問で、「平等である」と答えた市民の割合は22.8%と低い状況でしたが、平成30年度に実施した同アンケートでは、35.8%まで上昇しました。

一方で、男女の役割分担意識について、「男性は仕事、女性は家事育児という分担にすることがよい」と答えた市民の割合は、全体の8.6%で、12%以下とした目標は達成したものの、依然として性別に基づく役割分担意識が存在しています。

また、子育て世代及び高齢者の増加、家族形態やライフスタイルの変化から、子育て環境の整備とともに、様々な理由で生活に困難を抱える方に対する支援の在り方などが引続き課題となっています。

さらに、DVや児童虐待、近年各地で発生している大規模災害等に対しても、男女共同参画の視点を取り入れた取り組みが求められています。

このような状況から、ワーク・ライフ・バランスのとれた、男性も女性も性別にかかわらず様々な分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりの推進が重要になります。

○第3次プランの主な指標と達成状況

番号	基本目標	指 標 名		第3次プラン実績値		第3次プラン目標値 (H27～H31)	備 考
				H27年度	H30年度		
1	Ⅰ 男女共同参画への意識づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合		21.4%	35.8%	40.0%	まちづくり達成度アンケート
2		「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合		9.2%	8.6%	12%以下	まちづくり達成度アンケート
3	Ⅱ 男女共同参画への環境づくり	審議会等への女性の登用率		34.4%	31.9%	40.0%	附属機関対象
				35.7%	37.5%		附属機関等（執行機関を除く）
女性のいない審議会		9.1%	9.1%	10%以下	附属機関対象		
家族経営協定締結数		1件	2件	5件（累計）			
市女性職員の管理職への登用率		13.9%	16.6%	年2%上昇	211人中35人		
7		Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり	保育所等の確保方策人数 （通常保育事業（保育時間7時～18時））		3,431人	5,589人	6,494人
8	ショートステイ（宿泊・日帰り）、トワイライトステイの確保方策人数 （トワイライトステイ事業）		170人	142人	730人		
9	ファミリーサポートセンター会員の確保方策人数 （ファミリーサポートセンター事業）		1,214人	1,755人	6,800人		
10	延長保育の確保方策人数 （延長保育実施施設数）		18時30分まで	1,461人	2,613人	5,736人	平成28年度にファミリーサポートセンターが1箇所増えたため、平成29年度にファミリーサポートセンター会員の確保方策人数の目標値を上方修正（1,473人→6,800人） （ ）は、平成26年度までの次世代育成支援行動計画の指標名
			19時まで				
			20時以降				
			21時以降				
			22時以降				
11	一時保育の確保方策人数 （一時保育実施施設数）		10,428人	11,310人	25,250人	次世代育成支援行動計画では、か所数が目標値のため、平成26年度までの実績値は、か所数での記載	
12	病児・病後児保育の確保方策人数 （病後児保育実施施設数）		98人	369人	2,400人		
13	地域子育て支援センター設置数		15か所	15か所	15か所	学童クラブ確保方策人数の目標値は、整備施設の定員で修正した。	
14	学童クラブの確保方策人数 （学童クラブ設置数）		1,175人	1,635人	2,220人		
15	デイケアセンター設置数		5か所	5か所	5か所		
16	短期入所生活介護定員数		208人	239人	177人	空きベッドにより対応可の増の月もあり	
17	短期入所療養介護定員数		2か所6床	2か所9床	2か所9床	空きベッドにより対応可の増の月もあり	
18	認知症対応型協同生活介護定員数		123人	123人	123人		
19	介護老人福祉施設定員数		676人	876人	876人		
20	介護老人保健施設定員数		252人	252人	252人		
21	ケアハウス定員数		100人	100人	100人		
22	男性が家事参画を十分行っている割合		20.4%	22.6%	年3%上昇	まちづくり達成度アンケート	

流山市男女共同参画プラン事業実績及び事業予定一覧より抜粋

第2章 第4次プランの基本的な考え方

「流山市第3次男女共同参画プラン」が令和2年3月に終了することから、社会情勢の変化や関係法令の整備等を含む国・県等の動向を見据えた「流山市第4次男女共同参画プラン」を策定します。

1 基本理念

「流山市第4次男女共同参画プラン」策定にあたり、新たな基本理念を掲げました。

**男女とも多様な生き方を尊重し、
その個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして**

男性も女性も、様々な立場の人の生き方や多様性が尊重され、性別や性別に基づく役割意識にとらわれることなく、誰もが個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

2 プランのめざす方向

「流山市第4次男女共同参画プラン」では、4つの基本目標を設定しました。

基 本 目 標

- 基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり
- 基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり
- 基本目標Ⅲ 生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり
- 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

女性活躍推進法
に基づく推進計画

DV防止法に基づく
基本計画

3 プランの性格

- (1) 「流山市第4次男女共同参画プラン」は、基本法を踏まえ、国及び県の男女共同参画に関する計画を勘案し、「流山市第3次男女共同参画プラン」を受け、「流山市総合計画」との整合性を図り、本市における男女共同参画施策推進の基本となるプランとします。
- (2) 各項目におけるSDGsとの関連を示すことにより、継続した取組とすることを明確にしています。
- (3) 家族形態やライフスタイルの変化から、子育てや介護環境の整備、様々な理由で生活に困難を抱える方、DV・児童虐待の相談等の課題や本市の実態に対応したプランとし、市民にわかりやすく、指標・事業内容・担当課を明記しました。
- (4) 本プランは、流山市男女共同参画審議会から答申を受け、「まちづくり達成度アンケート」や前プランの進捗状況を参考に、市長を本部長とする庁内組織である男女共同参画推進本部において素案を策定し、パブリックコメントを経て策定しました。
- (5) 基本的課題に対し、可能な限り数字で表せる目標値を設定しました。
- (6) 本プランは、DV防止法に基づく、本市におけるDV防止基本計画としても位置付けます。
- (7) 本プランは、女性活躍推進法に基づく、本市における推進計画としても位置付けます。

4 プランの期間

- ・令和2年度から令和6年度までの5年間のプランとします。
- ・本プランは、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。
- ・本プランは、毎年推進状況を検証していきます。

5 第4次プラン体系図

基本的課題

施策の方向

基本理念

基本目標

I 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり



互いの性と人権を尊重する意識づくり



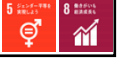
社会と家庭における男女共同参画の意識づくり



人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進



ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進



政策・方針決定過程における男女共同参画の推進



家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進



就業及び労働の場における男女共同参画の推進



女性、男性、高齢者、子ども、障害者等に対するあらゆる暴力の排除



誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり



子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり



防災分野における男女共同参画の推進



プランの進行管理



推進体制の強化



III 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり



IV プランの推進体制の充実



男女とも多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして



男女平等意識と人権尊重意識の醸成

偏見や人権侵害をなくすための意識啓発

男女共同参画推進のための意識啓発

男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する学習機会の提供

学校等における人権を尊重する教育、学習の推進

学校等における児童生徒への男女平等教育の推進

教職員等に対する人権や男女平等に関する教育指導法の研修の充実

ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進

子育て、介護を担う人へのサポート環境の整備

市役所における率先したワーク・ライフ・バランスの推進

市の審議会等への女性の参画促進

女性管理職の登用の促進

女性の経営参画や社会参画の促進

男女がともに担う家事育児、介護、地域活動への参画の推進

男女の固定的役割分担意識や慣行の解消に向けた啓発

男女の機会の平等と公平な待遇の確保、ハラスメント等の防止に向けた啓発の促進

多様な働き方を支援するための環境の整備

女性の就職・再就職への支援

法律や制度への理解の促進

DVや虐待等、あらゆる暴力を許さない意識啓発

被害者支援のための連携体制の整備

相談体制の充実

さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援

高齢者や障害者が安心して暮らすための支援

生涯を通じた健康づくりへの支援及び健康についての情報提供

子育てサポート環境の充実

母子保健の充実

各種相談体制の充実と周知

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災教育の促進

プランの推進状況の進行管理

庁内推進体制の充実

国、県等からの情報収集

国、県、市民、団体、事業者など多様な機関との連携

持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）とは

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標です。

MDGsは、2001年から2015年まで開発分野の羅針盤として掲げられていた目標で、途上国がその対象となっていました。それに対しSDGsは、すべての国に適用される普遍的な目標とされており、17の目標は包括的で互いに関連するものとなっています。



出典：国際連合広報センター

SDGsの詳細

目標1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

プランの各基本目標におけるSDGsにかかる取組

基本目標Ⅰ

男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり



男女の区別なく、すべての人が知識や技能を習得できる。



性別を理由にした役割分担意識をなくす。



政策、制度による機会均等を確保し、不平等を是正する。

基本目標Ⅱ

一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり



女性の参画及びリーダーシップの機会を確保する。



すべての人が働きがいのある仕事ができる。



性別に関わりなく、すべての人が能力を発揮できる。

基本目標Ⅲ

生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり



適切な社会保障制度及び対策を実施する。



健康づくりに対する意識の浸透を図る。



女性に対するあらゆる暴力を排除する。



健康や社会保障の分野で平等である。



貧困、災害による被害を減らす。



虐待や暴力を排除する。

基本目標Ⅳ

プランの推進体制の充実



ジェンダー平等に向けた施策を促進する。

SDGsと日本の取組



女性

ジェンダー平等と女性のエンパワメント
(Goal 5)

日本政府は、2016年5月に「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表し、この分野における国際協力を強化しています。この開発戦略は、①女性と女兒の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮



のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野としています。具体的には、女性に配慮したインフラ整備や母子保健サービスの拡大、女子教育や理系分野で活躍する女性の拡大、防災分野をはじめとする女性の指導的役割への参画推進等の支援を通じて、女性の活躍推進と質の高い成長を目指しています。

たとえば、インドにおいては、女性専用車両や防犯設備を含む地下鉄システム整備を支援しました。また、アフガニスタンにおいては、女性の人権と安全を脅かす課題に対処するため、女性警察官の育成事業を支援しています。

これらの協力を推進するため、日本は、2016年～18年の3年間で5000人の女性行政官等の人材育成及び5万人の女子の学習環境の改善を実施すること、また2018年までの3年間で総額30億ドル以上の支援を行うことにコミットしています。

インドにおける地下鉄システム整備(JICA提供)

出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」

URL：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

第3章 施策の方向及び事業内容

基本目標Ⅰ 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

男女の扱いに対する不平等感がなくならない背景として、根強い性別による固定的役割分担意識があります。性別に捉われず互いの性や人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画の意識づくりに取り組むことが求められています。

また、人権教育や暴力の根絶は男女共同参画意識づくりの根幹となる取組であり、引き続き課題解決に向けて取り組んでいきます。

(基本的課題) 互いの性と人権を尊重する意識づくり

指標	目標値
男女が平等に扱われていると思う市民の割合	40%

①男女平等意識と人権尊重意識の醸成

No.	事業内容	担当課
1	人権尊重意識の醸成のため、意識啓発を行います	秘書広報課
2	男女平等意識の醸成のため、意識啓発を行います	企画政策課

②偏見や人権侵害をなくすための意識啓発

No.	事業内容	担当課
3	人権を無視した性意識を改めるため、社会的性別の存在を見直します	全課

(基本的課題) 社会と家庭における男女共同参画の意識づくり

指標	目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	100%

①男女共同参画推進のための意識啓発

No.	事業内容	担当課
4	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行います	企画政策課

②男女共同参画に関する情報の収集・提供

No.	事業内容	担当課
5	幅広い世代に向け、男女共同参画に関する情報提供に努めます	秘書広報課
		企画政策課

③男女共同参画に関する学習機会の提供

No.	事業内容	担当課
6	社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成に向けた講座を開催します	企画政策課

(基本的課題) 人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進

指標	目標値
学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合	70%

①学校等における人権を尊重する教育、学習の推進

No.	事業内容	担当課
7	発達段階に応じ、人権尊重の視点に立った保健指導の充実を図ります	指導課
8	保護者会等を通して、男女平等教育に対する保護者の理解を深めます	指導課

②学校等における児童生徒への男女平等教育の推進

No.	事業内容	担当課
9	教科・道徳の中で男女平等教育を推進します	指導課
10	思春期保健についての知識の向上をめざします	健康増進課

③教職員等に対する人権や男女平等に関する教育指導法の研修の充実

No.	事業内容	担当課
11	国・県等主催の研修会への参加を推進し教職員研修の充実を図ります	指導課

基本目標Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

女性の活躍を推進するためには、男性中心型の労働慣行を見直し、就業及び労働の場における男女共同参画の推進や環境の整備が重要です。

家庭や地域社会における男女共同参画に向けた意識づくりや、ライフステージに応じた仕事と生活の調和に向けた取組を行います。

(基本的課題) ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進

指標	目標値
子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	82%
男性職員の育児休暇制度の周知率	100%

①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進

No.	事業内容	担当課
12	ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発を行います	企画政策課
		商工振興課

②子育て、介護を担う人へのサポート環境の整備

No.	事業内容	担当課
13	育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課
		健康増進課

③市役所における率先したワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業内容	担当課
14	育児休業等の制度の周知を図り、特に男性職員が育児休業等の特別休暇を取得できるよう努めます	人材育成課
15	職員の意識改革と勤務環境の改善を図ります	人材育成課

(基本的課題) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

指標	目標値
審議会等への女性登用率	40%
女性のいない審議会の割合	10%以下
市女性職員の管理職への登用率	年2%上昇

①市の審議会等への女性の参画促進

No.	事業内容	担当課
16	各審議会等における男女の委員割合が4割を下回らないようにします	審議会担当課
17	女性のいない審議会等をなくします	審議会担当課
18	審議会等の子どもの一時預かりの利用を促進します	企画政策課

審議会担当課		
企画政策課	社会福祉課	都市計画課
情報政策・改革改善課	高齢者支援課	建築住宅課
総務課	介護支援課	まちづくり推進課
人材育成課	障害者支援課	道路管理課
財産活用課	健康増進課	経営業務課
財政調整課	子ども家庭課	学校教育課
コミュニティ課	商工振興課	指導課
防災危機管理課	環境政策課	生涯学習課
保険年金課	クリーンセンター	図書・博物館

②女性管理職の登用の促進

No.	事業内容	担当課
19	商工関係団体等に女性の管理職への登用を働きかけます	企画政策課
		商工振興課
20	女性職員の管理職への登用を推進します	人材育成課
21	女性職員が管理職になるために必要な仕事を経験するため、性別による区別のない職務分担を行います	人材育成課
22	キャリアデザイン研修を行い、管理職での活躍を希望する職員の割合の上昇を図ります	人材育成課

③女性の経営参画や社会参画の促進

No.	事業内容	担当課
23	経験やキャリアを生かした創業をめざす女性を支援します	商工振興課
24	経営に必要な資格、技能取得に関する情報を提供します	商工振興課
		農業振興課
25	家族経営協定の締結を促進します	農業振興課
26	市政への参画に関する情報を提供します	議会事務局
		クリーンセンター
		企画政策課
27	政策・方針決定過程への参画に向けた人材を発掘し登録します	企画政策課

(基本的課題) 家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進

指標	目標値
コミュニティ活動参加者の割合	65%
男性の家事・育児・介護に費やす時間	平日2.5時間 休日4時間
介護支援サポーター登録者数	前年度比 10%増加
「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合	10%以下

①男女がともに担う家事育児、介護、地域活動への参画の推進

No.	事業内容	担当課
28	男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する講座等を開催します	公民館
29	自治会等に人材の育成を働きかけます	コミュニティ課
30	市民の地域活動への参画を促します	コミュニティ課
		高齢者支援課
31	男性が育児に参加するための講座等を開催します	公民館
32	男女共同参画の視点に立った子育てのイベントを開催します	子ども家庭課
33	両親学級等を開催します	健康増進課

②男女の固定的役割分担意識や慣行の解消に向けた啓発

No.	事業内容	担当課
34	地域活動における男女共同参画意識の啓発を行います	企画政策課
		コミュニティ課
35	家事・介護等に対する男女共同参画意識の啓発を行います	企画政策課

(基本的課題) 就業及び労働の場における男女共同参画の推進

指標	目標値
職場において「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	50%

①男女の機会の平等と公平な待遇の確保、ハラスメント等の防止に向けた啓発の促進

No.	事業内容	担当課
36	セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促します	企画政策課
		人材育成課
37	商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント防止等に関する情報の提供を行います	企画政策課
		商工振興課
38	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の対応充実を図ります	人材育成課
39	就業及び職場における固定的な性別役割分担の見直しを図ります	企画政策課
		商工振興課
		農業振興課

②多様な働き方を支援するための環境の整備

No.	事業内容	担当課
40	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境をめざし、講座等を開催します	企画政策課
		商工振興課
41	商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図ります	企画政策課
		商工振興課
42	商工関係団体等に、働く男女が法律や制度を活用できる職場の雰囲気づくりを働きかけます	企画政策課
		商工振興課

③女性の就職・再就職への支援

No.	事業内容	担当課
43	公共職業安定所と協力して就業相談を行います	商工振興課
44	女性の再就職を支援します	企画政策課
		商工振興課
45	女性の再就職のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び講座を開催します	企画政策課
		商工振興課

④法律や制度への理解の促進

No.	事業内容	担当課
46	商工関係団体等に法律セミナー等の開催を働きかけます	商工振興課
47	商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会を開催します	企画政策課
		商工振興課
48	公共職業安定所等と協力して法律や制度を周知します	商工振興課

女性活躍推進法における取組について

流山市では、平成23年から公共調達における評価項目に「女性従業員の雇用」を設け、女性の社会参画の推進に取り組んでいます。

基本目標Ⅲ 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

DVや児童虐待など深刻な問題が起こる中、生涯にわたり、誰もが健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、様々な仕組みづくりが必要です。

また、近年、日本各地で様々な災害が発生しており、防災施策においても、男女共同参画の視点を取り入れた対応が求められています。

(基本的課題) 女性、男性、高齢者、子ども、障害者に対するあらゆる暴力の排除

①DVや虐待等、あらゆる暴力を許さない意識啓発

No.	事業内容	担当課
49	DV防止のための意識啓発を行います	秘書広報課
		企画政策課
		子ども家庭課
50	虐待防止のための意識啓発を行います	高齢者支援課
		介護支援課
		障害者支援課
		子ども家庭課

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。



パープルリボン運動

パープルリボンは、平成6年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

②被害者支援のための連携体制の整備

No.	事業内容	担当課
51	緊急一時保護等に関する情報の収集と提供に努め、広域的な取組を推進します	秘書広報課
		企画政策課
		社会福祉課
		高齢者支援課
		子ども家庭課
52	DV被害者に対し、緊急避難時の手続等を支援します	市民課
		子ども家庭課

③相談体制の充実

No.	事業内容	担当課
53	暴力等について、相談体制の充実を図ります	企画政策課
		高齢者支援課
		健康増進課
		子ども家庭課

DV等女性に対する暴力等の相談窓口について

DV被害者支援、相談体制に関する施策の内容（事業）は、全庁的な取り組みが必要なため担当課が多課にわたっています。

DVに関する相談業務は、「子ども家庭課」が所管しています。

啓発業務は、企画政策課、子ども家庭課などで行っています。

(基本的課題) 誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり

指標	目標値
市が実施しているひとり親施策を知っている人の割合	70%
生きがいを感じる高齢者の割合	82%

①さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援

No.	事業内容	担当課
54	ひとり親家庭等への医療費を助成します	子ども家庭課
55	生活困窮者への支援をします	社会福祉課
		建築住宅課
56	一人ひとりの悩みに応じた相談ができるよう、各種相談体制を充実します	保険年金課
		高齢者支援課
57	男女共同参画の視点に立った相談を行います	秘書広報課
		企画政策課
		子ども家庭課

②高齢者や障害者が安心して暮らすための支援

No.	事業内容	担当課
58	介護保険事業の普及啓発を図ります	介護支援課
59	男女ともに介護予防に対する理解や興味を促進する機会を設けます	高齢者支援課
60	高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進します	コミュニティ課
		高齢者支援課
61	高齢者の住替えや若い世代の市内への移住を支援します	建築住宅課

③生涯を通じた健康づくりへの支援及び健康についての情報提供

No.	事業内容	担当課
62	男女ともに生涯を通じた健康支援を行います	健康増進課
63	健康相談を実施します	健康増進課
64	各種がん検診及び生活習慣病予防のための特定健康診査を実施します	健康増進課
65	女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行います	健康増進課
66	H I V／エイズや性感染症に関する正しい情報を提供します	健康増進課

(基本的課題) 子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり

指標	目標値
流山市は子育てがしやすいまちだと思える保護者の割合	71%
合計特殊出生率	上昇

①子育てサポート環境の充実

No.	事業内容	担当課
67	ファミリー・サポート・センター事業を推進します	子ども家庭課
68	低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大、一時保育の多機能化を図ります	保育課
69	保育所待機児童の解消に努めます	子ども家庭課

②母子保健の充実

No.	事業内容	担当課
70	働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課
		健康増進課
71	母子保健に関する健康相談、健康教育の充実を図ります	健康増進課

③各種相談体制の充実と周知

No.	事業内容	担当課
72	一人ひとりの悩みに応じた相談ができるよう、各種相談体制の充実と周知を行います	子ども家庭課
		公民館

(基本的課題) 防災分野における男女共同参画の推進

指標	目標値
防災分野への女性の参加率	15%

①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進

No.	事業内容	担当課
73	防災活動について、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進します	防災危機管理課
74	地域防火診断への女性の参加を促進します	予防課

②防災教育の促進

No.	事業内容	担当課
75	防災活動における女性の参画の重要性について、防災講和等を通じて周知します	防災危機管理課

基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

男女共同参画推進本部により全庁的な取組を図り、第4次プランの進行管理を着実にを行います。

(基本的課題) プランの進行管理

指標	目標値
第4次プラン事業の達成度	100%

①プランの推進状況の進行管理

No.	事業内容	担当課
76	男女共同参画プランを推進します	企画政策課

(基本的課題) 推進体制の強化

①庁内推進体制の充実

No.	事業内容	担当課
77	庁内推進体制をより一層強化します	企画政策課
78	市職員に男女共同参画社会基本法の周知を図ります	企画政策課
79	市職員への男女共同参画に関する研修等の充実を図ります	人材育成課

②国、県等からの情報収集

No.	事業内容	担当課
80	男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課

③国、県、市民、団体、事業者など多様な機関との連携

No.	事業内容	担当課
81	男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課
82	国の「広報ガイドライン」の活用を図ります	企画政策課
83	市民や事業者、民間団体、他自治体等との共同と連携を図ります	企画政策課

資料編

流 企 第 2 4 3 号

平成30年8月24日

流山市男女共同参画審議会

会 長 北川 慶子 様

流山市長 井崎 義治



流山市第4次男女共同参画プランの策定について（諮問）

本市では、平成27年3月に「流山市第3次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくり事業の推進を図っています。

「流山市第3次男女共同参画プラン」は、平成31年度に計画が終了することから、平成30年1月19日付けの流山市男女共同参画審議会からの建議及びこれまでの実績と検証結果を踏まえて、本市における男女共同参画施策を総合的・体系的に推進すべく、平成32年度から平成36年度までの5か年計画で新しいプランの策定を目指しています。

このプランの策定に当たって、現行のプランの評価・総括について検証し、ご意見をいただくとともに、プランの基本目標・基本的課題・施策の方向についてご意見を賜りたく、標記のとおり諮問します。

令和元年6月3日

流山市長 井崎 義治

流山市男女共同参画審議会
会長 北川 慶子



流山市第4次男女共同参画プランについて(答申)

平成30年8月24日付、流企243号で諮問のあった流山市第4次男女共同参画プラン(案)について、当審議会は慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 現行プランの評価・総括

(1) 総論

第3次男女共同参画プランでは、4つの基本目標を掲げ、その目標達成に向け、各施策を実施しており、各施策に具体的な指標を設定して取り組んだところ、おおむね目標を達成できたものといえます。

(2) 各論

ア 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画に関する啓発活動や学校での人権教育などに努め、流山市が実施しているまちづくり達成度アンケートの結果では、「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をする人の割合が平成27年から継続して12%以下という目標を達成しており、評価できます。

一方で、「男女が平等に扱われている」と思う人の割合は、各種啓発活動等に努めているものの、平成30年度では35.2%と目標の40.0%に達していません。

人権教育、暴力の根絶は男女共同参画への意識づくりの根幹となる取り組みであり、男女間の不平等感の解消のためにも引き続き課題解決に向けた施策の推進を求めます。

イ 基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

政策・方針決定過程や地域、商工業分野における女性の人材育成や意識の啓発などを行い、男女共同参画の推進に向けた環境づくりに努めたものの、審議会等への女性の登用率は目標の40%を達成していません。女性管理職の登用率については、平成30年度には18.3%と目標を達成しましたが、毎年2%上昇には至っていません。

就業の場や地域における男女共同参画への環境づくりの一層の推進を求めます。

ウ 基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

家庭における男女共同参画の推進のため、家事参画に関する意識啓発に努め、家事参画を「十分に行っている」と回答した男性の割合は、目標の年3%上昇を達成していません。しかし、「十分に行っている」、「行っているが十分ではない」と回答した男性の割合は70%以上を維持しており、一定の成果があったと評価できます。

子育てにやさしいまちづくりについては、平成29年度に子どもをみんなで育む計画の見直しにより保育所定員の目標値を上方修正するなど、待機児童解消に向けた保育所の整備を行っていますが、待機児童の解消には至っていません。介護福祉施設についても、定員数の増加を行い、待機者の解消に向けた取り組みを行っています。

今後は、保育所の整備とともに、保育の質の向上についても慎重に検討され、介護福祉施設の利用者や相談する家族の方々など誰もが安心して暮らせるような取り組みを実施されたい。

エ 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

男女共同参画推進本部により全庁的な取り組みを図り、庁内推進体制を充実させるとともに現行プランの進行管理を着実にを行っています。

また、「女性活躍推進法」に基づき特定事業主行動計画を策定し、全庁的に女性の活躍への支援に取り組んでいます。

男女共同参画社会の実現に向け、引き続き第4次男女共

同参画プランにおいても推進に取り組まれない。

2 基本目標、基本的課題、施策の方向について

流山市第4次男女共同参画プランを推進するにあたって、特に以下の点に配慮の上、取り組むよう求めます。

(1) 基本理念について

男女共同参画社会の推進のため、男性も女性も様々な立場の人の生き方や多様性が尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる社会を目指されたい。

(2) 基本目標及び基本的課題について

ア 男女の扱いに対する不平等感がなくなる背景として、根強い性別による固定的役割分担意識があります。性別に捉われず互いの性や人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、意識づくりに取り組むことが求められます。

根強い固定的な意識を改革するためには、次世代に対しても男女平等意識や個性を育むことが重要であることを認識され、取り組みを進められたい。

イ 「女性活躍推進法」が施行され、女性の活躍を推進するためには、男性中心型の労働慣行を見直し、就業及び労働の場における男女共同参画の推進や環境の整備が重要です。

家庭、地域社会における男女共同参画に向けた意識づくりや、ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促進されたい。

ウ DVや児童虐待など深刻な問題が起こる中、生涯にわたり、誰もが健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、様々なしくみづくりが必要です。

また、近年、各地で大規模災害が発生しており、非常時の備えが求められています。

防災施策においても、男女共同参画の視点を取り入れた施策を実施されたい。

あらゆる暴力の排除や生涯にわたり誰もが健康で安心して暮らせるよう、相談窓口や情報提供の拡充、意識啓発に

取り組まれない。

エ 特定事業主行動計画に基づいた市職員の休暇取得の促進など、職場環境の整備を行うとともに、第4次プランの進行管理を着実にを行うため、職員の男女共同参画の意識を高め、庁内体制の一層の充実を図られたい。

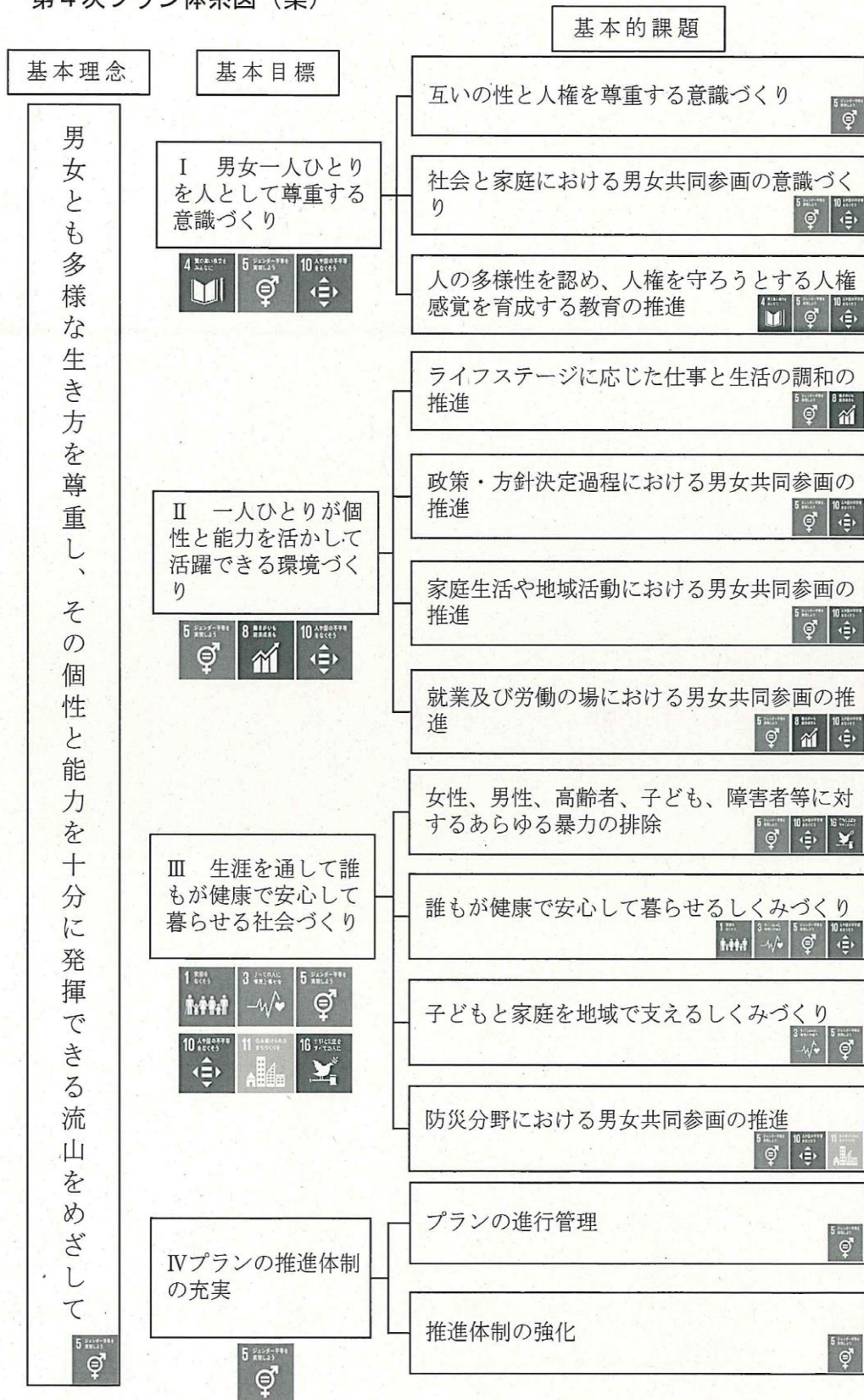
3 施策の方向について

第4次男女共同参画プランの基本理念に定める社会を形成するため、基本的目標を定め、基本的課題に応じた個別具体的な施策を実施されたい。

男女共同参画への意識づくりを引き続き行うとともに、新たな課題に対応した施策に取り組まれることを要望します。

以上、男女共同参画社会の実現に向けて、流山市をはじめ関係機関や市民一丸となって第4次男女共同参画プランを推進することを求めます。

第4次プラン体系図（案）



男女共同参画審議会委員名簿

(平成30年8月24日～令和2年8月23日)

委員の構成	委員名	所属等	備考
学識経験を有する者 (2名)	キタガワ ケイコ 北川 慶子	聖徳大学 心理・福祉学部 福祉学科教授	(再任・2期目)
	オオツカ シノ 大塚 紫乃	江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 こどもコミュニケーション学科講師	
団体を代表する者 (6名)	アオイ リュウタロウ 青井 龍太郎	流山市小中学校校長会	流山市立 新川小学校長
	コタニ ヨシミ 小谷 良美	NPO法人流山市国際交流協会	同会副会長 (再任・2期目)
	イダ ナオコ 井田 尚子	流山市民生委員児童委員協議会	同会理事 (再任・2期目)
	クマサカ マキコ 熊坂 牧子	流山商工会議所	同会議所議員 ・常議員・女性会長
	タグチ マサカズ 田口 雅和	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会	流山キッコーマン 労働組合 (～R元. 6. 30)
	ササキ ヒロタカ 佐々木 啓隆	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会	流山キッコーマン 労働組合 (R元. 7. 1～)
	オカダ ヨウコ 岡田 庸子	J A とうかつ中央流山女性部	流山女性部本部役員 (再任・3期目)
市民を代表する者 (5名以内)	アオキ ヤエコ 青木 八重子	市民等	(再任・3期目)
	アラキ トシオ 荒木 利雄	市民等	新
	イワブチ ヤスアキ 岩渕 泰晶	市民等	新
	ミウラ マユミ 三浦 真由美	市民等	新
	ミツイ ユカ 三井 優花	市民等	新

流山市男女共同参画推進本部設置要綱

（目 的）

第1条 流山市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、流山市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- （2）関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （3）その他男女共同参画に関する施策の推進に必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、流山市庁議等の設置及び運営に関する規則（平成15年流山市規則第36号）第4条に規定する庁議のメンバーをもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部は、必要に応じ本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事会）

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、各部局の課長相当職の職員をもって組織する。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、本部長が指名する。

4 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が事案に関係する幹事を招集し、幹事長が議長となる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の調査研究及び企画に関すること。

(2) 本部が決定した事項の推進に関すること。

(3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(研究会)

第8条 幹事会に研究会を置く。

2 研究会は、事案に関係する課の職員及び本部員が推薦する職員をもって組織する。

(研究会の所掌事務)

第9条 研究会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の原案策定に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策の情報収集に関すること。

(3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(4) その他幹事会から要請を受けた事務事業の推進に関すること。

(事務局)

第10条 本部に関する事務を処理するため、総合政策部企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長には総合政策部長をもって充てる。

事務局員は、総合政策部企画政策課職員をもって充てる。

(事務局の職務)

第11条 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

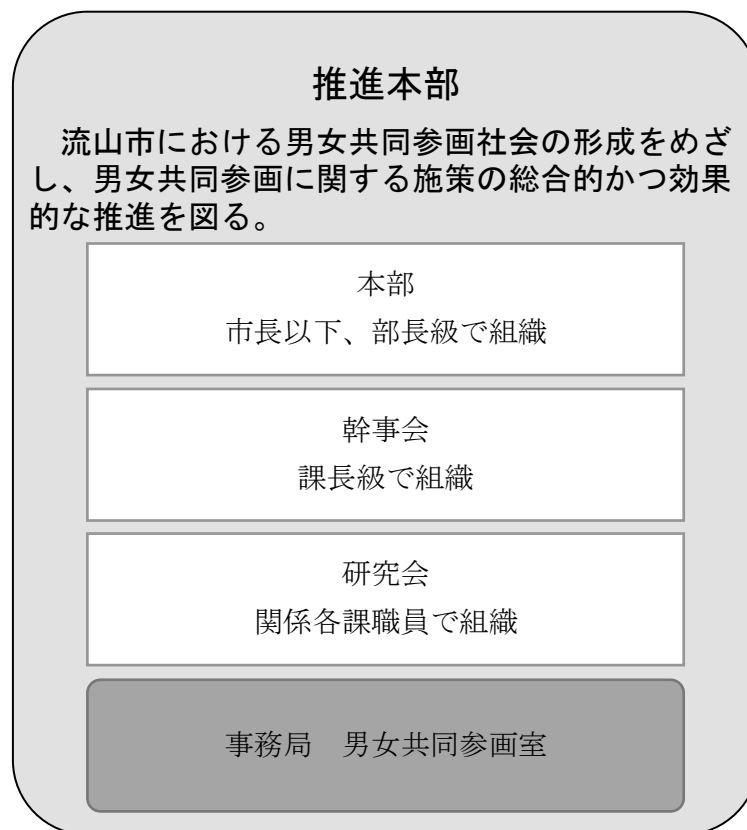
この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日から施行する。



令和元年度 男女共同参画推進本部 本部員名簿

		職 名	氏 名
1	本 部 長	市 長	井崎 義治
2	副本部長	副 市 長	石原 重雄
3	本 部 員	教 育 長	後田 博美
4		上下水道事業管理者	志村 誠彦
5		総合政策部長	須郷 和彦
6		総務部長	渡邊 雅史
7		財政部長	安井 彰
8		市民生活部長	伊藤 龍史
9		健康福祉部長	早川 仁
10		子ども家庭部長	秋元 悟
11		経済振興部長	恩田 一成
12		環境部長	田中 佳二
13		都市計画部長	武田 淳
14		都市整備部長	石野 升吾
15		土木部長	石井 菊次
16		会計管理者	鹿間 慎一
17		議会事務局長	竹内 繁教
18		選挙管理委員会事務局長	染谷 忠美
19		監査委員事務局長	逸見 克弘
20		農業委員会事務局長	恩田 一成
21		教育総務部長	菊池 智之
22		学校教育部長	前川 秀幸
23		生涯学習部長	飯塚 修司
24		消 防 長	北野 浩一郎

男女共同参画に関する年表

年	世 界	国	千葉県	流山市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催 (世界行動計画採択) (メ キシコシティ)	総理府に「婦人問題企画 推進本部」「婦人問題担 当室」設置		
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年始まる (～1985)			
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点 目標」発表、「国立婦人 教育会館」オープン	「千葉県婦人問題行政連 絡協議会」設置	
1978年 (昭和53年)			「青少年課」を「青少年 婦人課」に改組し「婦人 班」を設置	
1979年 (昭和54年)	第34回国連総会「女子差 別撤廃条約」採択		各支庁に「婦人問題担当 窓口」を設置	
1980年 (昭和55年)	国連婦人の10年中間年世 界会議開催(コペンハー ゲン)	「女子差別撤廃条約」署 名	婦人広報誌「ちばの婦 人」創刊	
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発 効	「国内行動計画後期重点 目標」発表	「千葉県婦人施策推進総 合計画」策定 「千葉県青少年婦人会 館」開設	
1982年 (昭和57年)			「婦人問題推進のつど い」開催	
1983年 (昭和58年)			「女性管理能力養成講 座」開設	
1984年 (昭和59年)		「国際法及び戸籍法の一 部を改正する法律」公布		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナ イロビ世界会議開催「婦 人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」採択	「国際法及び戸籍法の一 部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」 交付 「女子差別撤廃条約」批 准	「婦人問題に関する意識 調査」実施 「千葉県婦人問題懇話 会」設置	
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進本 部」拡充 「男女雇用均等法」施行	「婦人フォーラム県大 会」開催 千葉県婦人計画策定 婦人の海外派遣(婦人の つばさ)実施	
1989年 (平成元年)		学習指導要領の改訂(高 等学校家庭科の男女必修 等)	「婦人問題に関する意識 調査」実施	
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会 「ナイロビ将来戦略の実 施に関する第1回見直し と評価に伴う勧告および 結論」採択			

年	世 界	国	千葉県	流山市
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」第1次改正 「育児休業法」成立	「さわやかちば女性プラン」策定	
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定) 策定	「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	女性担当室設置
1993年 (平成5年)	国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施	
1994年 (平成6年)		総理府に「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動要領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議(NGOフォーラム)派遣事業実施	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会答申) 「男女共同参画2000年プラン」策定	「ちば新時代女性プラン」策定 「千葉県女性センター」開設	流山市女性施策懇話会設置
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」公布・施行		
1998年 (平成10年)			「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択 「新エンゼルプラン」策定		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」成立	「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	「流山市男女共同参画プラン」(骨子案)作成

年	世 界	国	千葉県	流山市
2001年 (平成13年)		「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)施行	「千葉県男女共同参画計画」策定	
2002年 (平成14年)		「少子化対策プラスワン」決定	「千葉県女性サポートセンター」開設	「流山市男女共同参画プラン」策定
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」成立 「少子化社会対策基本法」成立		
2004年 (平成16年)		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正	「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平成18年)		「改正男女雇用機会均等法」改正	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 「ちば県民共生センター」・「同東葛飾センター」開設 「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「改正流山市男女共同参画プラン」策定
2007年 (平成19年)		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	千葉県男女共同参画推進連携会議発足(第1回全体会議を開催)	
2008年 (平成20年)		女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 「次世代育成支援対策推進法」改正 仕事と生活の調和推進室設置 女性の参画加速プログラム決定		
2009年 (平成21年)			「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 千葉県女性サポートセンター改築	

年	世 界	国	千葉県	流山市
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催 (ニューヨーク)	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正「第3次男女共同参画基本計画」策定		「流山市第2次男女共同参画プラン」策定
2011年 (平成23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関（UN Women）発足		「第3次千葉県男女共同参画計画」策定	
2012年 (平成24年)	「第56回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク）	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」策定	
2013年 (平成25年)		「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 「DV防止法」「ストーカー規制法」改正		
2014年 (平成26年)	「第58回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク）	「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」改定 「リベンジポルノ被害防止法」成立 「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現が掲げられる	「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2015年 (平成27年)	「第59回国連婦人の地位委員会」（北京+20）開催（ニューヨーク） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択	「女性活躍加速のための重点方針（2015）」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 第4次男女共同参画基本計画策定 子どもの貧困対策基本法制定		「流山市第3次男女共同参画プラン」策定
2016年 (平成28年)	「第60回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク）	「専業主婦が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針」策定	第4次千葉県男女共同参画計画策定	
2017年 (平成29年)		「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」改正	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）」策定	
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		
2019年 (平成31年/ 令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		
2020年 (令和2年)				「流山市第4次男女共同参画プラン」策定

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則（省略）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関

し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理＊等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関 する法律〔DV防止法〕

平成13年4月13日法律第31号
最終改正平成25年7月3日法律第72号

- 第1章 総則（第1条・第1条）
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）
- 第4章 保護命令（第10条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条—第28条）
- 第5章の2 補則（第28条の2）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力^{*}は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有

害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）

は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の

発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴

力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話を

かけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者

の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間

は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命

令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第一号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 （省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 [女性活躍推進法]

平成27年法律第64号
平成29年3月31日法律第14号

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
- 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
- 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
- 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
- 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の

格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性

の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の

推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとする

きは、職業安定法（昭和22年法律第百41号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

る者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定め

るものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第18条第4項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 （省略）

男女共同参画関係用語

【か行】

用語	解説
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。
苦情の処理	行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理することをいいます。 男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされています。 国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつあります。
国際婦人年	1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。 また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。

用語	解説
国連婦人の十年	1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年－平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
固定的性別役割分 担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

【さ行】

用語	解説
持続可能な開発の ための2030ア ジェンダ (SDGs)	平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の後継として平成27年（2015）年9月に国連で採択された、2016年から2030年までの国際目標です。 MDGsの残された課題（例：保健、教育）や新たに顕在化した課題（例：環境、格差拡大）に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられています。

用語	解説
社会的性別 (ジェンダー)	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効しました。2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。 締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。
女子差別撤廃条約 選択議定書	1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2012年6月現在、選択定義書の批准国は104カ国。我が国は未批准です。
セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や

セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)	団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。 なお、「人事院規則１０－１０」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。 また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成１０年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	「積極的改善措置」とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。 男女共同参画基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

【た行】

用語	解説
男女共同参画会議	平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されています。 所掌事務は、男女共同参画社会基本法第22条に以下のとおり掲げられています。 （１）男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。 （２）内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。 （３）男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。 （４）以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見 ① 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視 ② 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成22年12月17日に閣議決定されています。 また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。
男女共同参画推進本部	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置されました。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。

男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言う。）は、雇用の分野で男女の均等な機会や待遇の確保などを目的にする法律である。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでのすべての段階における女性の差別が禁止されました。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。 なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。 ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

【な行】

用語	解説
内閣府男女共同参画局	平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置されました。 この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。 男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。

【は行】

用語	解説
配偶者からの暴力	(「ドメスティック・バイオレンス」の項目を参照)
ファミリー・サポート・センター	地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子どもの病気の際など既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需用に対応するための、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織をいいます。
北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経

	済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女兒から構成されています。
母子保健	母性ならびに小児の健康の保持・増進を図ることです。
ポジティブ・アクション	（「積極的改善措置」の項目を参照）

【わ行】

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。



流山市第4次男女共同参画プラン

発行 令和2年3月

流山市総合政策部企画政策課男女共同参画室

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

TEL 04-7158-1111 (代表)